	建物に係る原価以外のものにあっては、一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの
(2)　物品調達、管理等に係る原価	一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの
(3)　営業部門業務に対する研修に係る原価	施行規則第14条第１号、第２号及び第４号に掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る原価
(4)　共通的作業（庶務、経理等）に対する研修に係る原価	一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの
(5)　研修の共通部門に係る原価	三の科目イ(3)及び(4)において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの
(6)　社員の健康診断等の福利厚生に係る原価	一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの
(7)　建物等の借料又は現状資産の維持管理に係る原価	建物等の借料に係る原価のうち、一の科目イ、ロ(1)から(3)まで及びハ並びに二の科目において控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に